

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 1 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 34 号

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市市税条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「法人税法第 2 条第 12 号の 18」を「法第 292 条第 1 項第 14 号」に改める。

第 33 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、同法第 60 条の 2 から第 60 条の 4 までの規定の例によらないものとする。

第 36 条の 3 の 3 第 4 項中「第 203 条の 5 第 4 項」を「第 203 条の 5 第 5 項」に改める。

第 89 条第 2 項並びに第 90 条第 2 項及び第 3 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

附則第 4 条第 1 項中「第 145 条第 1 項」を「第 144 条の 8」に改める。

附則第 10 条の 2 に次の 1 項を加える。

6 法附則第 15 条の 8 第 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第 16 条の 2 を次のように改める。

第 16 条の 2 削除

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 33 条第 2 項にただし書を加える改正規定及び第 36 条の 3 の 3 第 4 項の改正規定並びに次条第 1 項の規定 平成 28 年 1 月 1 日

(2) 第 23 条第 2 項の改正規定並びに附則第 4 条第 1 項及び第 16 条の 2 の改正規定並びに次条第 2 項及び附則第 4 条の規定 平成 28 年 4 月 1 日
(市民税に関する経過措置)

第 2 条 改正後の伊勢崎市市税条例（以下「新条例」という。）第 33 条第 2 項の規定は、平成 28 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 27 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 23 条第 2 項の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 新条例附則第 10 条の 2 第 6 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に新築された地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号。以下「平成 27 年改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条の 8 第 4 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであったこの条例による改正前の伊勢崎市市税条例附則第 16 条の 2 に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ 3 級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第 95 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 1, 000 本につき 2, 925 円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第98条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸

売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 000 本につき 430 円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成 27 年改正法附則第 20 条第 4 項に規定する申告書を平成 28 年 5 月 2 日までに市長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 28 年 9 月 30 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

7 第 4 項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 19 条	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、	伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年伊勢崎市条例第 34 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 27 年改正条例」という。）附則第 4 条第 6 項、
第 19 条第 2 号	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 4 条第 5 項
第 19 条第 3 号	第 48 条第 1 項の申告書（法	平成 27 年改正条例附則第

	第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項及び第 2 3 項の申告書を除く。)、第 9 8 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 1 1 1 条第 1 項の申告書でその提出期限	4 条第 6 項の納期限
第 9 8 条第 4 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	平成 2 7 年改正法附則第 2 0 条第 4 項の規定
第 9 8 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 2 7 年改正条例附則第 4 条第 6 項
第 1 0 0 条の 2	第 9 8 条第 1 項又は第 2 項	平成 2 7 年改正条例附則第 4 条第 5 項
	当該各項	同項
第 1 0 1 条第 2 項	第 9 8 条第 1 項又は第 2 項	平成 2 7 年改正条例附則第 4 条第 6 項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ 3 級品のうち、第 4 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第 9 9 条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ 3 級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第 9 8 条第 1 項から第 3 項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ 3 級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成 2 9 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 8 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たば

この製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第4条第6項	附則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第4条第5項	附則第4条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第4条第6項	附則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第98	附則第4条第6項	附則第4条第10項において

条第 5 項の項		準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 1 0 0 条の 2 の項	附則第 4 条第 5 項	附則第 4 条第 1 0 項において 準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 1 0 1 条第 2 項の項	附則第 4 条第 6 項	附則第 4 条第 1 0 項において 準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 9 項

1 1 平成 3 0 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 1 0 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 6 4 5 円とする。

1 2 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 1 1 項
	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 2 項において 準用する同条第 4 項
	平成 2 8 年 5 月 2 日	平成 3 0 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 2 8 年 9 月 3 0 日	平成 3 0 年 1 0 月 1 日

第 7 項の表以外の部分	第 4 項 から	第 1 1 項 、第 5 項及び
第 7 項の表第 1 9 条の項	附則第 4 条第 6 項	附則第 4 条第 1 2 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 1 9 条第 2 号の項	附則第 4 条第 5 項	附則第 4 条第 1 2 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 1 9 条第 3 号の項	附則第 4 条第 6 項	附則第 4 条第 1 2 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 9 8 条第 4 項の項	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 2 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 9 8 条第 5 項の項	附則第 4 条第 6 項	附則第 4 条第 1 2 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 1 0 0 条の 2 の項	附則第 4 条第 5 項	附則第 4 条第 1 2 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 1 0 1 条第 2 項の項	附則第 4 条第 6 項	附則第 4 条第 1 2 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 1 1 項

1 3 平成 3 1 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 1 2 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課

する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第4条第5項	附則第4条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第4条第5項	附則第4条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 1 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 35 号

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 25 年伊勢崎市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、附則第 18 項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 1 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 36 号

伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例

(平成27年伊勢崎市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「修了した者」の次に「であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対するこの条例による改正後の第4条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、この規定中「当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに
平成24年度及び平成25年度に修了した者	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月1日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第37号

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項、第32条第3項、第45条第3項及び第48条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月1日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第38号

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年伊勢崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考1中「小学校第1学年から第3学年までに在学し、幼稚園若しくは認定こども園に入園し、保育所若しくは情緒障害児短期治療施設通所部（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。以下同じ。）に入所し、特別支援学校幼稚部（学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部をいう。以下同じ。）に入学し、又は特定地域型保育事業、児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）若しくは放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を利用している」を「子ども・子育て

て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する負担額算定基準子どもに該当する」に改め、同表備考2中「次に掲げる世帯」を「子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条各号に規定するもの」に改め、同備考2各号を削り、同表備考に次のように加える。

- 5 この表の規定にかかわらず、養育里親等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。）に委託されている支給認定子どもにおける利用者負担の額は、0円とする。

別表第2備考3中「保育所若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、幼稚園若しくは認定こども園に入園し、特別支援学校幼稚部に入学し、又は特定地域型保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを利用している」を「子ども・子育て支援法施行令第14条に規定する負担額算定基準子ども（同条に規定する小学校第3学年修了前子どもを除く。）に該当する」に改め、同表備考4中「次に掲げる世帯」を「子ども・子育て支援法施行規則第22条各号に規定するもの」に改め、同備考4各号を削り、同表備考に次のように加える。

- 8 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されている支給認定子どもにおける利用者負担の額は、0円とする。

別表第3備考に次のように加える。

- 5 この表の規定にかかわらず、里親に委託されている支給認定子どもにおける利用者負担の額は、0円とする。

別表第5備考に次のように加える。

- 3 この表の規定にかかわらず、里親に委託されている子どもにおける利用者負担の額は、0円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 1 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 39 号

伊勢崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例

伊勢崎市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 170 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「及び福島復興再生特別措置法」を「並びに福島復興再生特別措置法」に、「第 30 条」を「第 28 条に規定する特定帰還者及び同法第 40 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。